**熊本県農業委員会職員連絡協議会規約**

**第一章　　総　　　　則**

（名称及び事務所所在地）

第１条　本会は熊本県農業委員会職員連絡協議会と称し、事務所は熊本県農業会議事務局内に置く。

（目　的）

第２条　本会は農業委員会職員の相互研さんにより資質の向上を図り、技能の習得に努めるめるとともに、農業及び農業従事者を代表する機関として農業の近代化と合理化を図ることに寄与することを目的とする。

第３条　本会は県内農業委員会職員及び県農業会議の職員であって本会の趣旨に賛同する者（以下、「職員」という。）をもって組織する。

第４条　本会に支部を置く。

２　支部は理事所属農業委員会及び県農業会議にそれぞれ置くものとする。

第５条　本会は全国農業委員会職員協議会に加入するものとする。

**第二章　　事　　　　業**

第６条　本会は第２条の目的を達成するため、次の事業を行う。

　(１)農業委員会の所掌事務に関する調査・研究

　(２)県農業会議の行う事業の補助的推進

　(３)研修会及び講習会の開催

　(４)職員相互の連絡協調

　(５)（削除）

　(６)その他必要な事項

**第三章　　機　　　　関**

第７条　本会に次の機関を置く。

　(１)総　会

(２)理事会

第８条　総会は、最高決議機関であり、会員で構成する。

第９条　総会は、定期総会と臨時総会とする。

２　定期総会は毎年１回会長が招集する。

３　臨時総会は理事が必要と認めたとき、または、会員の２分の１以上から要求があったときに、会長が招集する。

第10条　総会は会員の過半数の出席がなければ開くことはできない。

２　議決は出席者の多数決による。可否同数のときは議長が決定する。

　　議長は出席者の互選で定める。

第11条　総会は次のことを行う。

　(１)規約の制定・変更

　(２)事業計画の審議

　(３)（削除）

(４)予算・決算の承認

　(５)団体加入又は脱退

　(６)会の解散

　(７)その他重要事項

第12条　理事会は理事をもって構成し、この会の執行にあたる。

第13条　理事会は会長が必要と認めたとき又は理事の３分の１以上の要求があったとき会長が招集する。

２　議長は会長があたる。

第14条　理事会は構成員過半数の出席がなければ開くことは出来ない。

２　議事は出席者の多数決で決め可否同数のときは議長が決定する。

**第四章　　役　職　員**

第15条　本会に次の役員を置く。

　　　　会　　長　　　　１名

　　　　副 会 長　　　　２名

　　　　理　　事　　　１２名

　　　　監　　事　　　　３名

第16条　各支部は理事候補１名を会員の中から選出する。

２　理事は会長、副会長を互選する。

第17条　監事は会員の中から、理事会において選出する。

第18条　役員の任期は２年とする。但し、再任は妨げない。

２　理事に欠員を生じたときは、当該理事が所属する支部において、後任の候補者を選出しなければならない。

　　その候補者は、理事会の承認をもって、理事に就任するものとする。

３　監事に欠員を生じたときは、当該監事の後任の農業委員会事務局長をその後任に充てるものとする。

４　前２項により就任又は充てた場合の任期は前任者の残任期間とする。

　　会長は、新たに役員に就任した者について、次期総会に報告しなければならない。

第19条　役員の任務は次のとおりとする。

２　会長は、会を代表し、全ての業務を総括する。

３　副会長は会長を補佐し、会長事故あるとき又は会長が欠けたときはあらかじめ会長が副会長のなかから定めた順位に従いその職務を執行する。

４　監事は本会の会計事務を監査する。

第20条　本会に顧問・参与を置くことができる。

顧問・参与は理事会の推薦により会長が委嘱する。

第21条　本会に事務局を置く。

２　事務局に書記を置き、会長はこれを任命又は委嘱する。

**第五章　　財　　　　政**

第22条　本会の経費は会費・事業収入及び補助金・寄付金等で賄う。

２　理事会が必要と認めたときは、臨時に会費を徴収することができる。

　　但し、次期総会において承認を受けなければならない。

第23条　会費は毎年度９月までに納入するものとする。

第24条　本会の会計年度は毎年４月１日に始まり翌年３月３１日に終わるものとする。

**第六章　　付　　　　則**

第25条　本会の会員は農業委員会職員及び農業会議職員の資格をそう失すると同時に会員の資格を失う。

　　但し、既納の会費は払い戻さない。

第26条　本会の規約は昭和３７年６月１９日より施行する。

　　　　　　改正　　昭和４１年９月１２日

　　　　　　改正　　昭和４５年６月２３日

　　　　　　改正　　昭和４８年７月２８日

　　　　　　改正　　昭和５３年８月８日

　　　　　　改正　　昭和５６年８月２４日

　　　　　　改正　　平成２１年７月２日

　　　　　　改正　　平成２６年７月２日

　　　　　　改正　　令和元年８月７日